

交渉の議事要旨

(開催日時)

平成23年5月13日(金) 17:30~17:59(29分)

(開催場所)

帯広開発建設部1階第5号会議室

(出席者)

当局側(帯広開発建設部)

外山 洋一(総務課長)、岡田 憲司(総務課長補佐)、田中 要(総務課長補佐)

職員団体側(全北海道開発局労働組合婦人部帯広支部)

角 由紀子(部長)、川岸 久美(副部長)、益田 美香(書記長)、

児玉 舞(執行委員)

(議題)

- 1 当部女性職員の健康安全管理について
- 2 当部女性職員の宿舎・独身寮への入居について

(要求書の提出)

要求書の提出に際して、職員団体側から次のような発言があった。

- ・ 本要求書は、婦人部のみならず、職員が職場において安心して働くために必要な要求であり、交渉議題とならなかった項目があることについては我々として不満であるが、今回はやむを得ず了承したということを申し上げておく。

また、我々の要求を受け止め改善していくことは当局の責任であると考えており、我々の切実な要求として真摯に受け止め、職員の勤務条件の改善を図るよう要望する。

(要求書に対する回答)

要求書のうち、交渉議題として取り決めた2点について、次のとおり回答。

- ・ 職員の健康・安全管理は、職員が勤務する上で重要な問題であると認識している。当部としては、各種の健康診断及び保健安全教育の実施、VDT作業環境及び庁舎内の執務環境の点検整備などを推進し、職員の健康の保持増進及び安全管理の徹底を図っているところである。

なお、平成23年度帯広開発建設部健康安全管理計画については、全職員に示しているところであり、平成22年度の実施事項を引き続き実施するほか、血液検査の全年齢化、医療講座の開催、安全管理に関する研究会の開催を重点的に実施していくこととしている。

また、庁舎及び官用車内における禁煙並びに分煙については、引き続き、庁舎内執務室等及び官用車内における禁煙並びに分煙の徹底を図るとともに、諸会議等の場において、職場の管理者に対する指導の徹底を図っていく考えである。

- ・ 当部女性職員の宿舎・独身寮への入居について、宿舎や独身寮への入居を希望する職員については、貸与基準を基本とし、空き宿舎の状況などを勘案の上、できる限り入居させるようにしてきたところであり、引き続き、希望する職員が入居できるよう努めていく考えである。

(交渉概要)

【議題1：当部女性職員の健康安全管理について】

○ 職員団体側から

- ・ VDT作業管理指針を周知するとともに、作業環境及び作業方法の改善等、当局の更なる努力を求める。

また、妊産婦のVDT作業について、健康管理の観点から配慮をお願いしたい。

- 当局として、健康安全管理計画を早期に示すとともに、婦人科検診について前回の受診から１年以上経過しての受診となることのないよう実施してほしい。
また、婦人科検診について、引き続き、希望者については毎年受診できるようにしてほしい。
- 本部庁舎執務室においては寒暖の差が激しく、湿度も極端に低いという状況にある。本部庁舎執務室において、常に最適な温度・湿度が保たれるよう改善してほしい。
- 執務室における喫煙実態があるという認識はあるか。指導の徹底をお願いしたい。

○ 当局側から

- VDT作業管理指針については、今後とも引き続き、諸会議等の場において、職場の管理者に対する周知徹底を図り、また、職員に対しても広報誌や電子掲示板等を利用して周知と意識の啓発を更に図っていく考えである。併せてVDT作業に係る健康安全知識の普及・啓発に努めていく考えである。
妊産婦のVDT作業については、VDT作業管理指針に基づき、職場の管理者に対し、業務軽減の請求があれば必要に応じて作業時間の短縮又は禁止の措置を講ずるよう指導しているところである。また、職員に対してもイントラネット等を利用して周知と意識の啓発を更に図っていく考えである。
- 婦人科検診については、できる限り同一時期で実施できるよう調整しているところであるが、医療機関の受け入れ可能日や受け入れ可能人数の都合などにより、やむを得ず異なる時期となる場合がある。今後とも、できる限り配慮していきたい。
婦人科検診については、原則として同一人について２年に１回としつつも、特に希望する者については予算事情等を勘案した上で毎年度検診を実施してきたところであり、職員については、平成２３年度もこの取扱いを実施することとしている。
- 本部庁舎の構造上の問題もあるが、常に室温・湿度に注意し、できる限り最適な温度等が保たれるよう努力していきたい。
- 執務室における喫煙について、指摘するような事実については承知していない。
今後も引き続き、庁舎内執務室等及び官用車内における禁煙並びに分煙の徹底を図るとともに、諸会議等の場において、職場の管理者に対する指導の徹底を図っていきたい。

【議題２：当部女性職員の宿舎・独身寮への入居について】

○ 職員団体側から

- 人事異動に際し、女性職員が宿舎や独身寮への入居を希望する場合には、宿舎等へ入居できるよう配慮をお願いしたい。

○ 当局側から

- 宿舎や独身寮への入居を希望する職員については、貸与基準を基本とし、空き宿舎の状況などを勘案の上、できる限り入居させるようにしてきたところであり、引き続き、希望する職員が入居できるよう努めていく考えである。

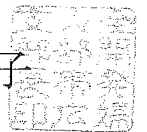
※文責は帯広開発建設部当局（今後修正等があり得る。）

全開発婦人部2011年春闘統一要求書

帯広開発建設部長 大内 幸則 殿

2011年5月13日

全開発労働組合婦人部帯広支部
婦人部長 角 由紀子



一、行政改革は行わないこと。

- 1 これ以上の組織の統廃合及び定員削減は行わないこと。
- 2 民主的な公務員制度改革の実現をはかること。

二、健康で文化的な生活を営むための最低限度の保障をすること。

- 1 義務教育にかかる父母負担をなくするとともに、すべての教育にかかる公費負担を増やすこと。
- 2 児童手当に替わる措置を、確実に実行すること。
- 3 出産にかかる費用の一切を国費負担とすること。当面、出産費を増額し、育児手当を支給すること。
- 4 公立の産休あけ保育所、および学童保育所を設置し、その内容の充実（国の基準を上げる）をはかること。
- 5 社会保障制度の改悪を行わず、内容の充実をはかること。特に次の改善を早急に行うこと。
①介護保険法 ②医療保険制度 ③公的年金制度

三、勤務条件を改善し、意欲的に働ける職場にすること。

- 1 業務量に見合った要員を確保すること。
- 2 産休代替を確保すること。
- 3 職務職階給の賃金体系を改め、通し号俸とすること。当面、準職員の三級昇格年齢引き下げを早期に実現すること。
- 4 配偶者の転勤にあたっては、希望する場合は夫婦ともに転勤できるように考慮すること。
- 5 人事については民主的・公平・公正に行い、特に部内昇任を拡大すること。また、採用、配置、昇任など、職場における男女差別をなくすること。
- 6 準職員を定員化し、勤務条件を改善すること。
- 7 VDT作業にあたっては、指針を徹底させるとともに、勤務条件を改悪させないこと。
- 8 希望者を全員宿舎・独身寮に入れること。また改善の必要がある場合には早急に行うこと。

四、労働基準法、人事院規則を改正し、母性保護、権利を拡大すること。

- 1 男女がともに家庭責任を担える勤務条件を確保するとともに、実効ある男女共通規制を行うこと。
 - 2 生理休暇を特別休暇とすること。
 - 3 休暇を新設し、制度を改善すること。
- 新設 ①遠隔地通院休暇 ②妊娠障害休暇 ③更年期障害休暇

改善

①配偶者の産後休暇を二週間 ②産前休暇を八週間 ③多胎出産の産後休暇を一〇週間 ④結婚休暇 ⑤忌引休暇 ⑥追悼のための休暇 ⑦子どもの健診・予防接種時の休暇

4 育児休業制度、介護休暇制度及び看護休暇制度の内容の充実をはかること。

5 保育時間を一日二回それぞれ一時間とし、このための交通に要する時間も認めること。

6 すべての検診を全員が受診できるようにするとともに、内容の充実をはかること。

五、職場要求は誠意をもって解決すること。

全北海道開発局労働組合婦人部帯広支部

二〇一一年春闘職場要求書

一、産前休暇・産後休暇・育児休業の申し出があった場合は、該当職場で十分な話し合いがされるよう課所長に周知・指導すること。また、必要な代替要員を配置し職員の心身の負担を軽減すること。

二、健康安全管理計画で、検診実施時期を早期に示すとともに、希望者については全員受診させること。

三、年末年始休暇を拡大すること。

四、本部庁舎の室温・湿度を快適に管理し、換気をよくすること。

五、全課所・官用車内での禁煙及び分煙の指導の徹底を図ること。

六、独身寮のサービス水準を下げないこと。

七、職場からの要求は誠意をもって解決すること。

二〇一一年 五月 一三日

以上

全北海道開発局労働組合婦人部帯広支部

婦人部長

角 由 紀

子



帯広開発建設部長

大 内 幸 則 殿